



流環第372号
平成29年9月26日

流山市環境審議会
会長 新保 國弘 様

流山市長 井崎 義治



流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の改正について
(諮問)

流山市墓地等の経営の許可等に関する条例は、平成13年4月の施行後、平成20年10月に行った改正から8年が経過しました。

墓地等を取り巻く環境は、高齢化や核家族化の進展に伴い、都市部では納骨堂の需要が増加しており、住宅街における納骨堂の建設計画を巡って、近隣住民との紛争が各地で見受けられます。

本市の条例は、墓地に関しては住宅からの距離要件等が規定されていますが、納骨堂に関してはそのような規定はなく、住宅地内であっても、一定の条件が整えば建設が可能となっており、今後、市内で建設が予定された際に、近隣住民とのトラブルが懸念されます。

そのため、墓地や納骨堂の建設において、近隣住民とのトラブルを防止するため、近隣住民への周知や説明会を行った後、建設を行うことを義務付ける等条例の一部改正を検討しています。

そこで、本条例の目的を達成するために改正すべき事項について、貴審議会へ意見を求めたく諮問します。